

【記入例】

# 令和3年度 新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税減免申請書

国保税の減免について、納税義務者（世帯主）の氏名を記入してください。審査のために必要がある場合には、西条市が世帯主及び世帯員について、国保税の減免申請書に記入してください。

西条市長 殿

住所	西条市〇〇〇〇番地〇〇		
申請者 氏名	西条 太郎	保険証の証番号	西国保 〇〇〇〇〇〇
世帯の主たる生計維持者 氏名	同上	電話番号	(〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇

■申請理由（該当事由）【必須】 ※該当する理由の口にし点を記入してください。

<input type="checkbox"/>	A 新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡した場合
<input checked="" type="checkbox"/>	B 新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の収入が減少した場合
<input type="checkbox"/>	C 新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の収入が減少した場合

※B、Cについては、以下の①～③の全ての要件に該当する場合に減免対象となります。

- 令和3年の事業収入等のいずれかが、令和2年と比べて30%以上減少する見込みである。（保険金や損害賠償等により補てんされる金額がある場合は収入に含めます。）（※2）
- 令和2年中の合計所得金額（※3）が1,000万円以下である。
- 「30%以上減少が見込まれる事業収入等」に係る所得以外の令和2年中の所得の合計額が400万円以下である。

※1:事業収入等・・・給与収入、事業収入、不動産収入、山林収入のいずれか。株の取引による収入等は含みません。また、異なる種類の事業収入等を比較することはできません。

※2:①の要件においては、「持続化給付金」、「頑張ろう！応援給付金」、「時短要請協力金」などの国・県・市からの各種給付金については、収入の計算に含みません。（ただし、②・③の要件において所得を計算する際は、税法上の取扱いに準じます。）

※3:本減免では、地方税法第314条の2第1項に規定する「総所得金額」及び「山林所得金額」並びに国民健康保険法施行令第27条の2第1項に規定する「他の所得と区別して計算される所得の金額」の合計額を指します。

## 【申請に必要な添付書類】

Aに該当する場合	死亡診断書や医師の診断書などのコピー ＜令和2年中の収入・所得が分かるもの＞ 確定申告書（控）、住民税申告書（控）、源泉徴収票などのコピー ※給与収入以外の事業収入等のある方は、国・県・市からの各種給付金の有無を確認できる書類（例：収支内訳書（控）など）のコピーも必要です。
Bに該当する場合	＜令和3年中の収入実績が分かるもの＞ 令和3年1月1日からの収入実績を記載してください。 ※収入金額に国・県・市からの各種給付金を含んでいる場合は、当該給付金の金額を記載してください。
Cに該当する場合	令和3年1月1日から申請時点までの収入実績をもとに令和3年中の収入見込み額を計算して記入してください。

■世帯主たる生計維持者にかかる収入状況【申請理由がBまたはCの場合は必須】

	令和2年			令和3年		
	収入金額（実績額）	国・県・市からの各種給付金（※）	保険金等により補填される金額	収入金額（見込み額）	国・県・市からの各種給付金（※）	保険金等により補填される金額
給与収入	0円			0円		
事業収入	2,725,000円	1,100,000円	0円	1,150,000円	200,000円	0円
不動産収入	0円	0円	0円	0円	0円	0円
山林収入	0円	0円	0円	0円	0円	0円

※収入金額に国・県・市からの各種給付金が含まれている場合は、当該給付金の金額を記載してください。

※太枠内を記入してください。（※裏面もありますので、注意してください）

## ■ 減免を受けようとする国保税の金額

年度	納期区分	納税通知書の通知書番号	税額	納期限
令和3年度	第1期	34567812	43,400円	令和3年8月2日
令和3年度	第2期	34567812	41,000円	令和3年8月31日
令和3年度	第3期	34567812	41,000円	令和3年9月30日
令和3年度	第4期	34567812	41,000円	令和3年11月1日
令和3年度	第5期	34567812	41,000円	令和3年11月30日
令和3年度	第6期	34567812	41,000円	令和3年12月27日
令和3年度	第7期	34567812	41,000円	令和4年1月31日
令和3年度	第8期	34567812	41,000円	令和3年2月28日
令和3年度			円	年 月 日
令和3年度			円	年 月 日

### 【注意事項】

- ※世帯内に未申告の方がいらっしゃる場合は、ご記入いただく必要があり、ご記入ができませんので、先に所得の申告をしていただく必要があります。
- ※非自発的失業軽減制度の対象外となります。ただし、給与収入の減少に加えて、新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入、不動産収入、山林収入のいずれかの減少も見込まれる場合は、本減免の対象になります。
- ※世帯の主たる生計維持者の「30%以上減少が見込まれる事業収入等」にかかる令和2年の所得が0円以下の場合は、計算上、減免額が0円となるため、本減免の適用は受けられません。
- ※申請を受付後、改めて審査を行い、減免の可否及び減免額の決定を行いますので、申請を受付した場合であっても、審査の結果によっては減免が不可となる場合もあります。
- ※審査には、1～2週間程度の日数がかかることが予想されますので、あらかじめご了承ください。
- ※審査の結果、全額免除にならなかった場合は、納期限を過ぎますと督促手数料及び延滞金がかかる場合がありますのでご注意ください。
- ※審査の結果は、後日郵送でお知らせします。減免可となった場合は、税額変更後の納税通知書をお送りします。減免不可となった場合は減免却下通知書をお送りします。
- ※この申請により減免を受けた方は、その事由が消滅した場合は直ちにその旨を申告してください。
- ※この申請により減免を受けた場合でも、後日調査により減免事由に該当しなくなった場合には減免が取り消されることがあります。

「減免を受けようとする国保税の金額」欄については、書き方がわからなければ、空欄のままで構いません。